

# 告 示

## 埼玉県告示第六十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十八年一月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県秩父市大滝字栃本タキ川トハ五六四三の二六

### 二 保安林として指定された目的

水源のかん養のため

### 三 解除の理由

指定理由の消滅